

「全借連があつてよかつた」との声に応え

すまいと権利を守つた40年のあゆみ*



全借連結成10周年記念第11回定期総会

地代家賃統制令廃止に反対を訴え続けた全借連

(1) 地代家賃統制令（以下「統制令」）の廃止に反対し、全国で二十七名の原告団を結成し、告示改悪の違憲訴訟を行い、一九八六年未まで廃止をストップさせました。

(2) 「統制令」が適用する家屋には、公営住宅の特定入居制度（建物撤去を条件にして入居）をつくらせていました。

地代家賃の便乗値上げを抑えた全借連

(3) 生存権的財産の固定資産税等は、非課税に対するよう要求し、一九七四年度から小規模

止に反対し、全国で二十七名の原告団を結成し、告示改悪の違憲訴訟を行い、一九八六年未まで廃止をストップさせました。



地価急騰を反映する固定資産評価

(6) 二〇〇六年四月からすべての借地借家人へ当該土地および家屋の固定資産税評価額と税負担額を公開し証明書を発行させ、地代家賃の値下げ運動が始まり、減額させています。

(7) 一九八七年から始まった地価の暴騰を抑止するために、国・地方自治体や金融機関

(12) 地上げ屋の暴力的行為に対しても、都道府県で行政指導をさせていただきました。

(13) 宅地建物取引業法を改正させ、「宅建業者」の脅迫恫喝等による強制明け渡しを規制しました。

(14) 「宅建業法」による許認可業者の地上げ

**借地借家人の憲法・借地
借家法まもれの先頭に**

(5) 一九九六年度からまし

ました。

(8) 政府は、財界の強要請で、借地借家法の廃止（中曾根臨調・一九八二年）方針を明らかにしましたが、一〇

せざ」との規定を設

めました。

(9) 一九九二年七月

未以前の契約には適用

せずとの規定を設

めました。

(10) 借地借家法

見直しに対しても、借地

借家の現状と改悪の問題点を整理し、政府へ意見書を提出、借地借

家の今日的意義を明

らかにしました。

(11) 自由法曹団と住宅

要求団体の協力を得て

「借地借家法改悪反対

全国連絡会を結成し、

借地借家法守れの運動

の先頭に立ちました。

(12) 借地借家法改悪反対

全国連絡会を結成し、

借地借家法守れの運動

の先頭に立ちました。

(13) 借地借家法改悪反対

全国連絡会を結成し、

借地借家法守れの運動

の先頭に立ちました。

(14) 借地借家法改悪反対

全国連絡会を結成し、

借地借家法守れの運動

の先頭に立ちました。

(15) 賃貸マンションの退去時の敷金未返還は不当利得であるとのキャンペーンをあげ、「敷金問題研究会」の発足に貢献しました。

(16) 敷金の返還請求訴訟を支援し、国土交

通省が「原状回復費用

（次頁）。

敷金未返還の不正当性をキヤンペーン



バブルに便乗した地上げが街を壊す（大阪市北区茶屋町）

光り輝く大きな成果

全借連は、一九六七年十一月十二日結成し、四十年となりました。

この間、全国各地で借地借家人の暮らしと権利を守り、安くて住みよい公共賃貸住宅の大規模建設を要求して運動してきました。全借連は、借地借家人の身近な悩みや要求を解決し、その成果と教訓を学び全国的に交流するとともに、住宅問題の解決のために国

や自治体へ制度改革を求めて運動してきました。

結成四十年にあたり、この間、國や自治体が借地借家人の暮らしと居住の安定に役立つ制度改革についてご紹介します。制度の詳しい内容は、全借連事務局または各地の借地借家人組合へお問い合わせあわせください。



借地借家法改悪反対全国決起集会

を入れさせ、四年後の見直しも実事上許されず、影響を最小限に抑えることができました。

(10) 借地借家法「見直し」に対しても、借地借家の現状と改悪の問題点を整理し、政府へ意見書を提出、借地借家の今日的意義を明確にしました。

(11) 自由法曹団と住宅

要求団体の協力を得て

「借地借家法改悪反対

全国連絡会を結成し、

借地借家法守れの運動

の先頭に立ちました。

(12) 地上げ屋の暴力的

行為に対しても、都道府県

で行政指導をさせていた

ことができました。

（13）宅地建物取引業法

を改正させ、「宅建業者」の脅迫恫喝等による強制明け渡しを規制しました。

(14) 「宅建業法」によ

る許認可業者の地上げ

（15）賃貸マンションの負担のガイドライン

を作成し、居住者負担

は「故意過失に限る」

との見解を定着させる

ことができました。

(17) 修繕費負担の特

約は無効である（最

終）

(2面より続く)
の判決を勝ち取り、敷
金未返還問題が社会問
題となりました。

(18) 東京都が「都條
例」を制定し、大阪府
でも「賃貸住宅・退去
時のトラブル防止策」
のリーフレットを大量
に作成し、消費者への
啓蒙活動をさせまし
た。



震災被災者のための出前相談会開
設（神戸市長田区）



悪徳業者を取り締まれ（国土交通
省へ）

ために、「罹災
都市借地借家
臨時処理法」
の即時適用を
実現させ、同
法を周知徹底
するためのパン
フをつく
り、被災地へ
配布をすると
ともに、現地
で住まいの相
談所の設置や
「震災一〇〇
番」を開設し、
被災者救護活
動を行ないました。



阪神淡路大震災で無残にも倒壊した家屋（神
戸市長田区）

住まいと権利を守る 大震災から借地借家人の 住まいと権利を守る

(19) 一九九五年一月
十七日、阪神淡路大震
災が発生。被災地の木
造家屋を中心に三十三
万八千棟を超える建物
が損壊した。大半の木
造家屋は焼失や倒壊
し、路頭に迷う借地借
家の住まいを確保す
るために被災者の仮設
住宅の建設や借地借家
人の既存の権利を守る

身近で多面的な要求も 実現

(20) 借地借家人が車
庫証明を取得すると
スペースがあれば、地
・家主の承諾は不要と
なりました。



借地借家人のくらしと権利を守れ（大阪
府と交渉）



国の責任で住宅問題を解決せよとがん
ばる全国住まい連

(21) 汚み取りトイレ
の水洗改良工事は、地
・家主の承諾は不要と
なりました。

(22) 住宅金融公庫の
住宅改良資金貸付は、
地主の承諾は不要とな
りました。

(21) 汚み取りトイレ
の水洗改良工事は、地
・家主の承諾は不要と
なりました。

(22) 住宅金融公庫の
住宅改良資金貸付は、
地主の承諾は不要とな
りました。

ネットワークづくり 国民の住宅要求運動の 実現

(23) 地上げ屋から居
住の権利を守るために
「宅地建物取引業法」
(一九九五年)の改正
をさせました。

(24) 固定資産税等の
税負担を借地借家人へ
公開するために「地方
税法」(一九九二年)を
改正させました。

(25) 地価
公示価格の
70%を越え
る固定資産
評価額が生
じないよう
「地方税法」
(一九九七
年)を改正
し、地価下
落を反映し
た課税制度
に改正させ
ました。

(26) 一九六七年に住
宅問題に关心を持つ広
範な団体に呼び掛け
て、「安くて住みよい
公共賃貸住宅の大量建
設を要求する市民連絡
会」を結成し、住宅要
求運動のセンターを誕
生させ、一九八四年、
住宅問題の解決を目指
す諸団体が参加し、
「国民の住まいを守る

全国連絡会」(全国す
まい連)を結成し、住
宅よこせの国民運動を
スタートさせました。

(27) 一九八二年日本
住宅会議の発足に関与
し、各分野の学者研究
者と専門家市民に呼び
掛け日本の住宅問題の
解決へ総結集を呼び掛
けました。

(28) 一九八七年、「国
際居住年」にあたり、
住宅国際シンポ実行委
員会を結成し、イギリ
スの住宅運動家を招い
て「人権ありますか、
あなたの住まい」をテ
ーマにした国際シンポ
を開催し、国際交流に
貢献しました。